

平成28年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表

【資料1】

交通局運営方針	運輸安全マネジメントの基本的な方針	安全目標	安全重点施策	区分	実施計画	担当	取組結果	実施状況	
<p>すべてのお客様に信頼される安全の追及とより次元の高いお客様サービスの提供</p>	<p>局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者と双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>局長は、輸送の安全に関する意見等に基づき、輸送の安全を確保する観点から、輸送の安全に関する計画の策定、実行、積極的改善を図る。また、輸送の安全に関する情報について、企画総務部及び自動車部に主眼的な役割を果たす。また、輸送の安全に関する計画の策定、実行、積極的改善を図る。また、輸送の安全に関する情報について、企画総務部及び自動車部に主眼的な役割を果たす。</p>	<p>〇〇 走重大事距離10万キロメートル当たりの有責事故件数について、過去最小値（平成27年度実績）を下回る</p>	<p>①輸送の安全確保に関する重要性の意識徹底及び法令遵守の徹底</p>	1	営業所ごとの年度目標の設定と、毎月の事故防止重点目標の設定・周知	各営業所運輸課	全営業所共通の通年目標として、「停留所等からの発進時の事故を防ごう」と「『安全空間の確保』を徹底し、事故を防ごう」とを掲げ、「停留所等からの発進時の事故」と「安全空間の確保」を徹底することで、「停車車両や建造物等に接触する事故」の削減の取組を重点的に強化した。また、事故防止重点目標を毎月定め、各営業所に自動車部達を発生し、事故防止重点目標を記した名刺大のカードを市バス全車両の運転席に掲示するとともに、営業所個別に年度目標を設定し、達成を目指した。	〇	
				2	走行危険箇所、道路状況等の掲示	各営業所	営業所において、市バス路線での走行危険箇所・道路状況等を写真等を利用して視覚等に訴える手法で掲示した。（随時更新）	〇	
				3	点呼時の安全方針の復唱と、幹部職員による点呼の立会い及び営業所への巡視	運輸課	点呼執行の一層の厳正化を図るため、定期的に幹部職員による点呼の立会いを行うとともに、営業所への巡視を効果的かつ積極的に行った。平成28年度は、副所長会により委託先を含む全事業所の点呼を視察・検証することで、より厳正な点呼執行と確実な指示・伝達の在り方に向けた取組を推進した。	〇	
				4	主要バス停における運転操作の点検調査	運輸課	扉操作等の運転操作が適切であるか点検し、不適切な操作等があれば注意指導した。（調査回数 月3回）前記に加えて、終点停留所において、お客様の動向確認や発進時の安全確認について点検し、不適切な操作等があれば注意指導した。（調査回数 月1回）	〇	
				5	踏切における運転操作の点検調査	運輸課	過去にあった踏切事故の教訓を踏まえ、市域内にある踏切での現地調査を実施した。（月1回）	〇	
				6	事故対策係による巡回調査	運輸課	1日2回を目途に、公用車で適宜巡回することにより、運転士への事故防止への認識を高めるとともに危険箇所の把握に努めた。（随時）	〇	
				7	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	各営業所運輸課	営業所長以下の幹部職員により運転士への個人面談を行い、服務規律や安全運行に対する意識を徹底させた。（随時）運転士一人ひとりの安全意識の高揚を図るため、全運転士に対する意識付けアンケートを実施した。（年1回）	〇	
				8	添乗等を通じた営業所による個別指導及び事故防止研修の実施	各営業所	営業所長以下の幹部職員による添乗指導を実施した。また、指導充実のため運転士個別ファイルで運転士の研修、事故等の履歴を管理し、事故発生者に対しては事故発生原因分析シートによるカウンセリング指導等を行った後、追跡指導を行った。さらに、人身事故及び固定物に接触する事故を発生させた運転士に対し、営業所での事故防止研修を実施した。（随時）	〇	
				9	運転情報システムを活用した運転士による自己啓発の取組の推進	各営業所運輸課	ドライブレコーダーに付随する運転日報作成機能を活用して、各運転士が自身の運転内容を振り返り、事故防止やエコドライブに対する意識向上を図った。（随時）	〇	
				10	営業所構内における安全空間確認ラインの活用	各営業所運輸課	全営業所構内に整備した「安全空間確認ライン」（バスの運転席に座った状態で、車幅間隔等を確認できる路面標示）を営業所における研修の際や出勤時に活用し、運転士が個々に安全な領域を確認することにより、適切な車間を確保することで、自転車利用者、停車車両及び建造物に接触する事故の削減を図った。更に、夏の交通安全運動と連携し、「安全空間確認ライン活用促進強化運動」を実施し、活用の促進（習慣化）を図ることで安全空間確保の更なる浸透に取り組んだ。	〇	
			11	内部監査の実施	運輸課	平成28年度定期内部監査として、平成28年12月27日及び平成29年3月21日に経営管理部門（管理者及び自動車部）の内部監査を実施するとともに、平成29年2月3日に現実実施部門（九条営業所）の内部監査を実施した。また、不適切事案の発生を受け、平成28年5月17日には九条京阪営業所に対して緊急内部監査を実施した。	〇		
			<p>②輸送の安全に関する内部監査の実施及び必要は正又は予防措置の実施</p>	12	全市バス安全運行推進会議の開催	運輸課	直営と委託先の営業所との連携をより強化するとともに、各営業所の安全目標の達成状況や事故防止の取組を報告し、また、必要に応じて本局と協力して取組を実施し、市バス全体の安全運行の推進や乗客サービスの更なる向上を図った。（月1回）	〇	
				13	所長会の開催	営業課	安全統括管理者をはじめとする本局の自動車部と営業所が、市バスに関することをはじめ様々なことについて頻繁に情報を交換することにより、本局と営業所の情報の共有化を図った。（週1回）	〇	
				14	副所長会の開催	運輸課	安全統括管理者をはじめとする本局の運行管理に携わる者と営業所の安全運行を担当する副所長の間で、定期的に安全に関する情報を交換することにより、安全運行について、本局と営業所の情報の共有化を図った。更に、平成28年度は、各営業所の事故惹起者やその他問題がある運転士に対して、副所長会での添乗調査（各営業所毎月1名程度）を実施し、運転士へのきめ細かい指導・管理を行ったほか、副所長会により委託先を含む全事業所の点呼を視察・検証し、より厳正な点呼執行と確実な指示・伝達の在り方に向けた取組を推進した。	〇	
				15	事故防止対策検討ワーキングの開催	各営業所運輸課	所長、副所長等の営業所職員と安全統括管理者及び事故対策係担当者が、ドライブレコーダー画像を活用し、事故の原因分析・防止に向けたディスカッションを行い、事故防止の取組状況を確認するとともに、先行する営業所の取組を他の営業所へ水平展開することで、全体の底上げを図った。（月1回）	〇	
				16	整備管理者会議の開催	技術課	各営業所の整備管理者と自動車整備工場及び技術課の職員の間で、車両整備等に関する様々な情報の共有化を図った。（月1回）	〇	
				17	毎月の事故状況報告書の作成、周知	運輸課	事故の発生状況等について報告書を取りまとめ、自動車部運輸課と営業所間での情報の共有化を図った。（毎月）	〇	
				18	各種の交通安全運動に関する取組、報告	運輸課	京都府交通対策協議会等が主催する各種の交通安全運動に参加し、各運動初日に安全統括管理者をはじめとする自動車部幹部職員による早朝点呼視察を実施するとともに各営業所に取組内容を報告させた。（年6回）	〇	
				19	ヒヤリ・ハット情報の収集と共有	運輸課各営業所	全営業所に導入したドライブレコーダーを活用して、ヒヤリ・ハット映像の収集と分析に努め、各営業所に対し共有情報として発信した。（随時）	〇	
				20	事故防止啓発映像コンテンツを活用した情報共有	各営業所運輸課	安全意識のより一層の高揚を図ることを目的として、ドライブレコーダーでこれまで蓄積されてきた過去の事故映像やヒヤリ・ハット映像をはじめ、これら映像を基に作成するプレゼンテーション資料を直営営業所の点呼場等において放映し、全運転士への周知徹底を図った。（随時）	〇	
				<p>③輸送の安全に関する情報連絡体制の確立及び局内における必要な情報の共有</p>	21	自動車運転士研修の実施	研修所	「お客様接遇向上・安全対策」の推進に向け、自動車運転士研修を正規職員運転士、若年嘱託運転士、指導運転士、OB嘱託運転士のキャリア別に体系化するとともに、市内路上での実車研修を取り入れたより実践的な内容に充実するなど、キャリアアップを目指したより効果的な自動車運転士研修を実施し、今後の市バス事業を担う人材を育成した。	〇
			22		所属営業所における研修の実施	各営業所	営業所における事故の傾向や形態について全員研修を年1回行うとともに、日常の業務の中での研修や、毎日の点呼時に、当日の事故防止重点目標を指導するなど日々の事故防止に対し、指導の充実を図った。	〇	
			23		民間研修施設を利用した実務訓練の実施	研修所	運輸課との連携の下、安全運転研修施設（山城自動車教習所、クレフィール湖東）に運転士を派遣し、技術向上研修を行うとともに、事故を発生させた運転士等に対して、必要に応じて特別プログラムを受講させた。	〇	
			24		安全運行徹底運転士セミナー及び特別な研修の実施	研修所運輸課	重大事故や事故多発者が生じた場合、副所長会による添乗指導を受けた者が指導後1年以内に事故を惹起した場合等、特に必要と認められる場合は、自動車部、研修所共同での安全運行徹底運転士セミナーを実施した。（2回実施4名受講）また、さらに必要と認められた場合は、研修所での特別研修を実施し、研修終了後6ヶ月間の追跡添乗指導を行った。（1回実施1名受講）	〇	
			25		幹部職員による添乗・立地指導	研修所運輸課	運転士のお客様への接遇中心の「お客様サービス向上モニター」（研修所所管）に加え、自動車部幹部職員は、特に運転操作に問題があった場合は、即時営業所に連絡し、指導を行った。（1人当たり月5人以上を添乗調査）また、これまでから速度超過や交差点への無理な進入が後を絶たないことを踏まえ、添乗指導や立地指導等の機会を捉え、運転士に対し、これまで以上に、「急がない運転の徹底」に留意した指導を徹底した。	〇	
			26		安全管理体制を維持するために必要な研修会の実施	運輸課	安全管理体制の確立、実施、維持に直接従事する者（局長、自動車部各課の責任者等）及び内部監査を担当する者を対象とした研修会を行い、適切な運営を図った。更に、専門機関による内部監査員研修へ内部監査担当以外の職員を受講させるなど運輸安全マネジメントについての理解を深めさせた。	〇	
			27		運行管理者研修の実施	研修所運輸課	運輸課との連携の下、運行管理者に対して、これまで以上にその業務の重要性について認識を深めさせ、運転士への指導等について力量を向上させる研修を実施した。また、平成27年度に新たな取組として立ち上げた、委託先も含めた全営業所の運行管理者による「全市バス事故防止実務者研究会」（ドライブレコーダーを事故防止に向け更に活用を推進していくための会議体）を開催した。	〇	
			28		外部機関を活用した運行管理職員の指導能力向上研修の実施	運輸課	独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）を活用し、運行管理者の責務に重点を置いた「運行管理者指導能力向上研修」を通じて、運行管理者の指導能力の向上を図るとともに、当該研修の各受講者が、当該研修で習得した内容を所属営業所の全運行管理職員に適切に伝達することで、運行管理職員全体の資質向上を図った。	〇	
			29		外部機関を活用した運転士に対する事故防止重点研修の実施	運輸課	独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）を活用し、平成27年度の研修内容及び有責事故の発生傾向を踏まえたうえで、ドライブレコーダーのヒヤリ・ハット映像を活用したグループワークに重点を置き、他の運転士と一緒に考えることで自己の運転を振り返り、自分の運転に不足しているものに気付かせる「参加型」の研修を実施し、事故防止に向けた意識改革を図った。	〇	
			30		委託先営業所の研修状況の把握	運輸課	委託先の安全運行に関して、委託先事業者が定めた輸送の安全に関する教育、研修計画の提出及び報告を求め、委託先事業者の運転士に対する研修状況を把握し、連携して安全運行に努めた。また、平成27年度に立ち上げた交通局研修担当者及各委託先研修担当者による「研修担当者意見交換会」を継続して開催し、直営営業所を対象に実施している交通局の取組を委託先も同様に取り組むよう求めるとともに、各社局の取組ノウハウに関する情報をもとに、意見交換を通じて互いに切磋琢磨することで、直営、委託先全体のレベルアップを図った。	〇	
			31	車両整備に関する監査、指導の実施	技術課	各営業所の整備係等に対して業務監査を行い、必要に応じて指導を行った。（年4回）	〇		
			<p>⑤事故防止のための啓発活動の推進</p>	<p>1) 走行環境改善</p>	32	関係機関と連携した走行環境改善活動の推進	運輸課	京都府警察等関係機関と連携した取組である中心市街地重点路線等クリア作戦（月1回程度）の実施や、所轄警察署に対する違法駐車取締要望などに積極的に取り組む等、関係機関との密接な連携の下、走行環境改善に向けた各種取組を推進した。	〇
					33	事故防止重点強化策その1（バス停留所付近の違法駐車防止活動の実施）	運輸課	事故防止の観点から、違法駐車が多く存在し、市バスの走行環境への影響が目立つ停留所付近において、継続的かつ重点的に違法駐車指導啓発活動を実施した。（延べ90日）	〇
			<p>2) 車内事故防止</p>	34	事故防止重点強化策その2（車内乗客への啓発活動及び高齢者向け車内事故防止啓発活動の実施）	運輸課	市バスの各座席に「走行中の移動は危険です！車内事故防止のため、お降りの際はバスが停まるまでそのままお待ちください」のシールを貼るなど安全確保に関する乗客への啓発活動を行った。（随時）また、保健福祉局（長寿福祉課）との連携の下、同局が、敬老乗車証の利用申請に関する通知書を対象者へ送付する際に、車内事故防止への協力を呼びかけるチラシを同封し、敬老乗車証の利用者層へ、車内事故防止に対する協力を広く呼びかけた。	〇	
				35	市バス車両のヘッドライトのLED化	技術課	平成28年度の取組として、既存の市バス車両のヘッドライトをこれまでのハロゲン式からLED方式のものに変更し、夜間の視認性を向上させ、安全性を高めるとともに、運転士の疲労軽減を図った。	〇	
35	⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	新規	市バス車両のヘッドライトのLED化	技術課	平成28年度の取組として、既存の市バス車両のヘッドライトをこれまでのハロゲン式からLED方式のものに変更し、夜間の視認性を向上させ、安全性を高めるとともに、運転士の疲労軽減を図った。	〇			

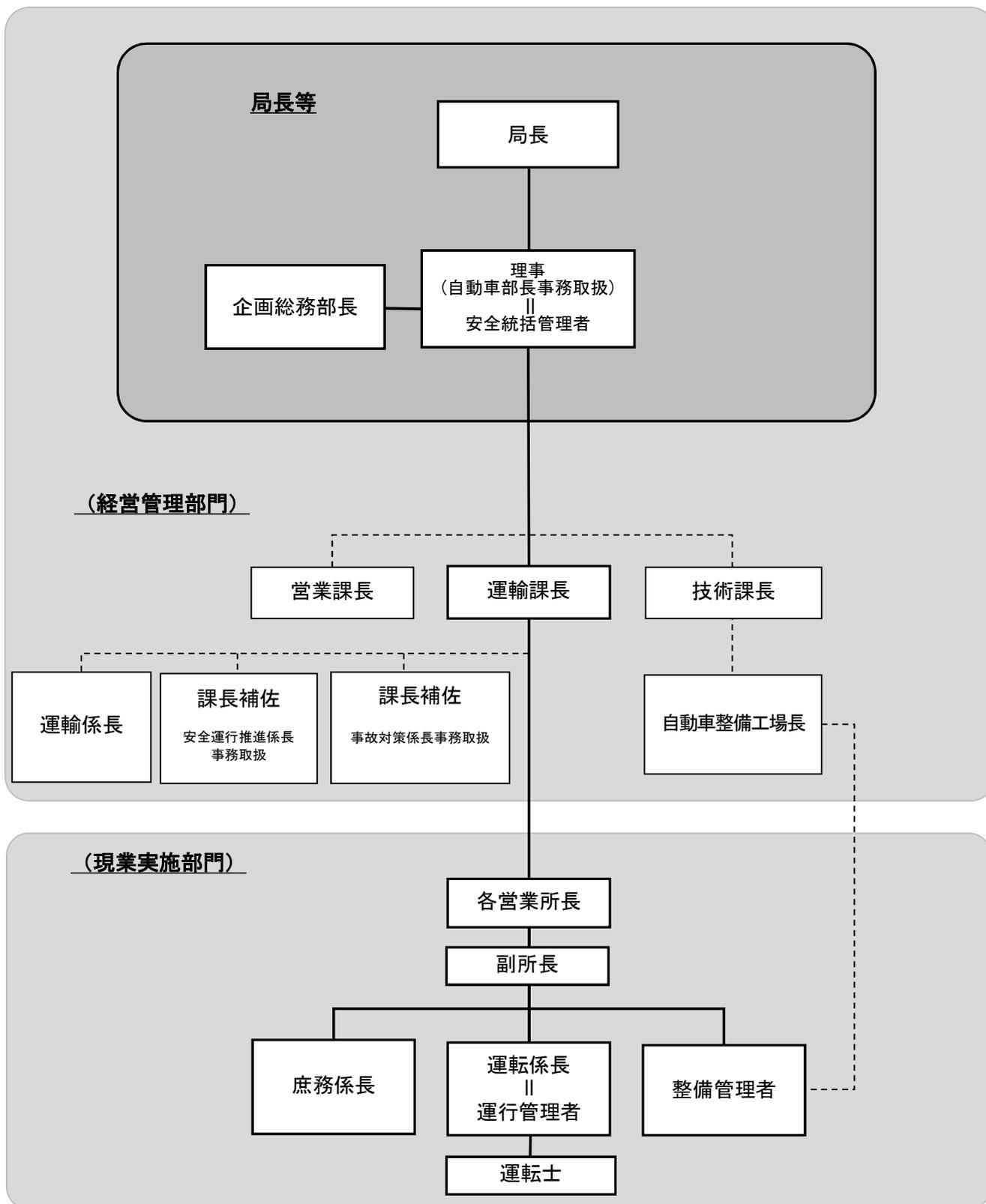
平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

【資料2】

交通局 中期 経営方針	運輸安全マネジメントの 基本的な方針	安全目標	安全重点施策	区分	実施計画	担 当	計画内容			
<p>更なる安全の徹底とお客様接遇向上 輸送の安全は交通事業者の最大の責務</p>	<p>局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者と双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となつて輸送の安全性の向上に努める。</p>	<p>〇〇 走重大事 離故100万 キ件 ロメー トル 当たりの 有責事 故件数に ついて、 過去最 小値（平 成28年 度実績） を下回 る</p>	<p>①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底</p>	新規	1 法令遵守と基本動作の徹底	各営業所 運輸課	平成29年度は、平成28年度に発生した安全意識の欠如に伴う一連の不祥事の撲滅を目指し、安全運行に必要な各種マニュアルをはじめとする法令等の遵守の徹底に向けた取組として、全運転士を対象とした少人数によるグループ討議等を随時開催し、運転士自らにその責務の重大性を理解させるとともに、マニュアル遵守の徹底を図る。			
				充実	2 安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	各営業所 運輸課	平成29年度は、新たに全営業所共通の安全スローガンとして、『お客様第一、安全運行の徹底！』（3つの約束）「プロ意識を持つ」・「基本動作の徹底」・「親切なご案内」を掲げるとともに、事故防止通年目標を「発進時の事故防止と安全空間確保の徹底」に設定し、職員の服務規律の徹底と安全意識の高揚を図り、未然に防ぐことのできる事故の更なる削減を目指していく。また、事故防止重点目標を毎月定め、各営業所に自動車部達として発出し、事故防止重点目標を記した名刺大のカードを市バス全車両の運転席に掲示するとともに、営業所個別の年度目標も設定し、その達成を目指す。			
				充実	3 点呼の適正な執行	各営業所 運輸課	点呼執行の一層の厳正化を図るため、定期的に幹部職員による点呼の立会いを行うとともに、営業所への巡視を効果的かつ積極的に行う。平成29年度は、前年度の点呼執行要領の改善と点呼執行状況の監査結果を踏まえ、点呼執行マニュアル・点呼簿様式の改修、アルコールチェッカー兼IC運転免許証管理システムの導入及び業務用携帯電話の配備等を実施し、更なる厳正な点呼の執行と安全運行の徹底を目指す。			
				充実	4 ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	各営業所 運輸課	営業所長以下の幹部職員による添乗指導を実施する。また、指導充実のため運転士個別ファイルで運転士の研修、事故等の履歴を管理し、事故発生者に対しては事故発生原因分析シートによるカウンセリング指導等を行った後、追跡指導を行う。さらに、人身事故を発生させた運転士に対し、営業所での事故防止研修を実施する。（随時）また、ドライブレコーダーに付随する運転日報作成機能を活用して、各運転士が自身の運転内容を振り返り、事故防止やエコドライブに対する意識向上を図る。（随時）平成29年度は、全運転士に対するドライブレコーダー画像の定期的な確認（3ヶ月毎）を行い、運転士の運転操作やお客様接遇の状況について必要に応じた指導・称賛を実施していく。			
					5 走行危険箇所、道路状況等の掲示	各営業所	営業所において、市バス路線での走行危険箇所・道路状況等を写真等を利用して、運転士の視覚等に訴える手法で掲示することにより、事故の未然防止を図る。（随時更新）			
				充実	6 営業所構内における安全空間確認ラインの活用	各営業所 運輸課	平成27年度に全営業所構内に整備した「安全空間確認ライン」（バスの運転席に座った状態で、車幅間隔等を確認できる路面標示）を営業所における研修の際や出庫時に活用し、運転士が個々に安全な領域を確認することにより、適切な車間を確保することで、自転車利用者、停車車両及び建造物に接触する事故を削減する。平成29年度は、更なる活用促進を図るため、年4回実施されるすべての交通安全運動において、本局幹部職員と営業所職員の共同による「安全空間確認ライン活用促進強化運動」を実施し、安全空間の確保の徹底を運転士に浸透させる。			
					7 運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	各営業所 運輸課	営業所長以下の幹部職員による運転士への個人面談を行い、服務規律や安全運行に対する意識を徹底させる。（随時）運転士一人ひとりの安全意識の高揚を図るため、全運転士に対する意識付けアンケートを実施する。（年1回）			
					8 主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査	運輸課	運転士のお客様への接遇中心の「お客様サービス向上モニター」（研修所所管）に加え、自動車部幹部職員は、特に運転操作に問題があった場合は、即時営業所に連絡し、指導を行う。（1人当たり月5人以上を添乗調査）また、これまでから速度超過や交差点への無理な進入が後を絶たないことを踏まえ、添乗指導や立地指導等の機会を捉え、運転士に対し、これまで以上に、「急がない運転の徹底」に留意した指導を実施する。扉操作等の運転操作が適切であるか点検し、不適切な操作等があれば注意指導する。（調査回数 月3回）前記に加えて、終点停留所において、お客様の動向確認や発進時の安全確認について点検し、不適切な操作等があれば注意指導する。（調査回数 月1回）また、過去にあった踏切事故の教訓を踏まえ、市内にある踏切での現地調査を実施する。（月1回）			
					9 事故対策係による巡回調査	運輸課	運輸課事故対策係の職員が公用車で適宜巡回調査することにより、運転士への事故防止への認識を高めるとともに危険箇所の把握に努める。（随時）			
					②輸送の安全に関する必要な是正又は予防措置の実施		10 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	運輸課	定期的に本局の市バス経営管理部門（管理者を含む。）及び現業実施部門に対して安全統括管理者が指名する内部監査リーダー及び内部監査員による内部監査を行う（年1回）とともに、安全統括管理者が特に必要と判断した場合においては、緊急に内部監査を実施する。また、監査実施前に安全統括管理者と内部監査員との間で協議を行うとともに、監査実施後において被監査部門に対するアンケート調査を行い、調査結果を次回の監査に反映させること及び監査実施前には現業実施部門の所管課長に事前ヒアリングを行い、監査の視点を確認する等、内部監査体制のより一層の充実を図る取組を継続的に実施する。	
				新規	11 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	各営業所 運輸課	「輸送の安全の確保」を実現するために必要な各種対応マニュアルについて、規定事項や記載内容の再点検と見直しを実施することにより、事象発生時における確実かつ確かな対応の実践を徹底する。			
						12 全市バス安全運行推進会議等、各種会議体の開催	各営業所 営業課 運輸課 技術課	直営と委託先の営業所との連携をより強化するとともに、各営業所の安全目標の達成状況や事故防止の取組を報告し、また、必要に応じて本局と協力して取組を実施し、市バス全体の安全運行の推進や乗客サービスの更なる向上を図る。（月1回）安全統括管理者をはじめとする本局の自動車部と営業所が、市バスに関することをはじめ様々なことについて頻繁に情報を交換することにより、本局と営業所の情報の共有化を図る。（週1回）安全統括管理者をはじめとする本局の運行管理に携わる者と営業所の安全運行を担当する副所長の間で、定期的に安全に関する情報を交換することにより、安全運行について、本局と営業所の情報の共有化を図る。（月1回）また、各営業所の事故惹起者やその他問題がある運転士に対して、副所長会での添乗調査を実施し、運転士へのきめ細かい管理を行う。各営業所の整備管理者と自動車整備工場及び技術課の職員の間で、車両整備等に関する様々な情報の共有化を図る。（月1回）		
						13 事故防止対策検討ワーキングの開催	各営業所 運輸課	所長、副所長等の営業所職員と安全統括管理者及び事故対策係担当者が、ドライブレコーダー映像を活用し、事故の原因分析・防止に向けたディスカッションを行い、事故防止の取組状況を確認するとともに、先行する営業所の取組を他の営業所へ水平展開することで、全体の底上げを図る。（月1回）		
						14 事故の分析と活用	各営業所 運輸課	毎月の事故発生状況報告書を作成・送付し、事故の発生状況等について営業所間での情報の共有化を図る。（毎月）全営業所に導入したドライブレコーダーを活用して、ヒヤリ・ハット映像の収集と分析に努め、各営業所に対し共有情報として発信する。（随時）安全意識のより一層の高揚を図ることを目的として、ドライブレコーダーでこれまで蓄積されてきた過去の事故映像やヒヤリ・ハット映像をはじめ、これら映像を基に作成するプレゼンテーション資料を直営営業所の点呼場等において放映し、全運転士への周知徹底を図る。（随時）京都府交通対策協議会等が主催する各種の交通安全運動に参加し、各営業所に取組内容を報告させる。（年6回）		
						15 委託先事業者との安全運行とお客様サービスに関する研修の情報共有	運輸課	委託先の安全運行に関して、委託先事業者が定めた輸送の安全に関する教育、研修計画の提出及び報告を求め、委託先事業者の運転士に対する研修状況を把握し、連携して安全運行に努める。併せて、平成27年度に立ち上げた交通局研修担当者及各委託先研修担当者による「研修担当者意見交換会」を継続して実施し、直営営業所を対象に実施している交通局の取組を各委託先へ周知し、交通局の取組を委託先も同様に取り組むよう求めるとともに、各社局の取組やノウハウに関する情報を持ち寄り、意見交換を通じて互いに切磋琢磨することにより、直営、委託先全体のレベルアップを図る。		
						④輸送の安全に関する教育及び研修の実施		16 運転士に対する研修の充実	研修所 各営業所 運輸課	「お客様接遇向上・安全対策」の推進に向け、自動車運転士研修を正規職員運転士、若年嘱託運転士、指導運転士、OB嘱託運転士のキャリア別に体系化するとともに、市内路上での実車研修を取り入れたより実践的な内容に充実するなど、キャリアアップを目指したより効果的な自動車運転士研修を実施し、今後の市バス事業を担う人材を育成する。運輸課との連携の下、安全運転研修施設（山城自動車教習所、クレフィール湖東）に運転士を派遣し、技術向上研修を行うとともに、事故を発生させた運転士等に対して、必要に応じて特別プログラムを受講させる。重大事故や事故多発者が生じた場合及び副所長会による添乗指導を受けた者が指導後1年以内に事故を惹起した場合等、特に必要と認められる場合は、自動車部、研修所共同での安全運行徹底運転士セミナーを実施し、さらに必要と認められた場合は、研修所での特別研修を実施し、研修終了後6ヶ月間の追跡添乗指導を行う。営業所における事故の傾向や形態について全員研修を年1回行うとともに、日常の業務の中で日々の研修や、毎日の点呼時に、当日の事故防止重点目標を指導するなど日々の事故防止に対し、指導の充実を図る。平成29年度は、安全運転訓練車（運転士の視点、車間距離や乗り心地等について計測する各種センサーや録画機器を搭載した研修車両）を導入し、実際の運転状況に基づく客観的なデータを提示することにより、運転士の運転技術の向上を図る。各営業所にこの訓練車を巡回させ、新規採用者や事故多発者をはじめとする運転士への指導を実施する。また、外部機関を活用し、ドライブレコーダーのヒヤリ・ハット映像等を活用したグループワークに重点を置き、他の運転士と一緒に考えることで自己の運転を振り返り、自分の運転に不足しているものに気付かせる「参加型」の研修を実施し、事故防止に向けた意識改革を図る。
						17 運行管理者に対する研修の充実	研修所 運輸課	運輸課との連携の下、運行管理者に対して、これまで以上にその業務の重要性について認識を深め、運転士への指導等について力量を向上させる研修を実施する。併せて、平成27年度に新たな取組として立ち上げた、ドライブレコーダーを事故防止に向け更に活用を推進していくため、委託先も含めた全営業所の運行管理者を対象とした「全市バス事故防止実務者研究会」を定期的に開催する（年1回程度を予定）更に、平成29年度は、安全統括管理者をはじめとする本局の運行管理に携わる者と営業所運行管理者の間で、運行管理に関するテーマを議題とした教育訓練を定期的に行い、運行管理者の知識や技能の向上を図るとともに、本局と営業所の情報の共有化及び連携強化を図る。（月1回）外部機関を活用し、運行管理者の責務に重点を置いた「運行管理者指導能力向上研修」を実施することにより、運行管理者の指導能力の向上を図るとともに、当該研修の受講者が、当該研修で習得した内容を所属営業所の全運行管理職員に適切に伝達することで、運行管理職員全体の資質向上を図る。		
						18 車両整備に関する監査、指導の実施	技術課	各営業所の整備係等に対して業務監査を行い、必要に応じて指導を行う。（年4回）		
				⑤事故防止のための啓発活動の推進		19 関係機関と連携した走行環境改善活動の推進	運輸課	京都府警察等関係機関と連携した取組である中心市街地重点路線等クリア作戦（月1～2回程度）の実施、所轄警察署に対する違法駐停車取締要望やバス専用レーン啓発チラシの配布などに積極的に取り組む等、関係機関との密接な連携の下、走行環境改善に向けた各種取組を推進する。		
					20 事故防止重点強化策（バス停留所付近の違法駐停車防止活動）の実施	運輸課	事故防止の観点から、違法駐停車が多く存在し、市バスの走行環境への影響が目立つ停留所付近において、継続的かつ重点的に違法駐停車指導啓発活動を実施する。（延べ90日程度）			
					21 車内事故防止に向けた啓発活動の実施	運輸課	市バスの各座席に「走行中の移動は危険です！車内事故防止のため、お降りの際はバスが停まるまでそのままお待ちください」のシールを貼るなど安全確保に関する乗客への啓発活動を行う。（随時）また、保健福祉局（長寿福祉課）との連携の下、同局が、敬老乗車証の利用申請に関する通知書を対象者へ送付する際に、車内事故防止への協力を呼びかけるチラシを同封し、敬老乗車証の利用者層へ、車内事故防止に対する協力を広く呼びかける。			
						⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	新規	22 市バス車両へ車外ミラーの増設、路肩灯のLED化及び新型車椅子固定ベルトの導入	技術課	平成29年度の新規の取組として、既存の市バス車両に対し、前方確認補助のための車外ミラーの増設、自転車等の夜間巻き込み防止のための車両路肩灯へのLEDの導入、車椅子をご利用のお客様のより安全なご乗車のための新型車椅子固定ベルトの導入などの改良を実施し、更なる安全性の向上を図る。

自動車運送事業安全マネジメントに係る組織体制

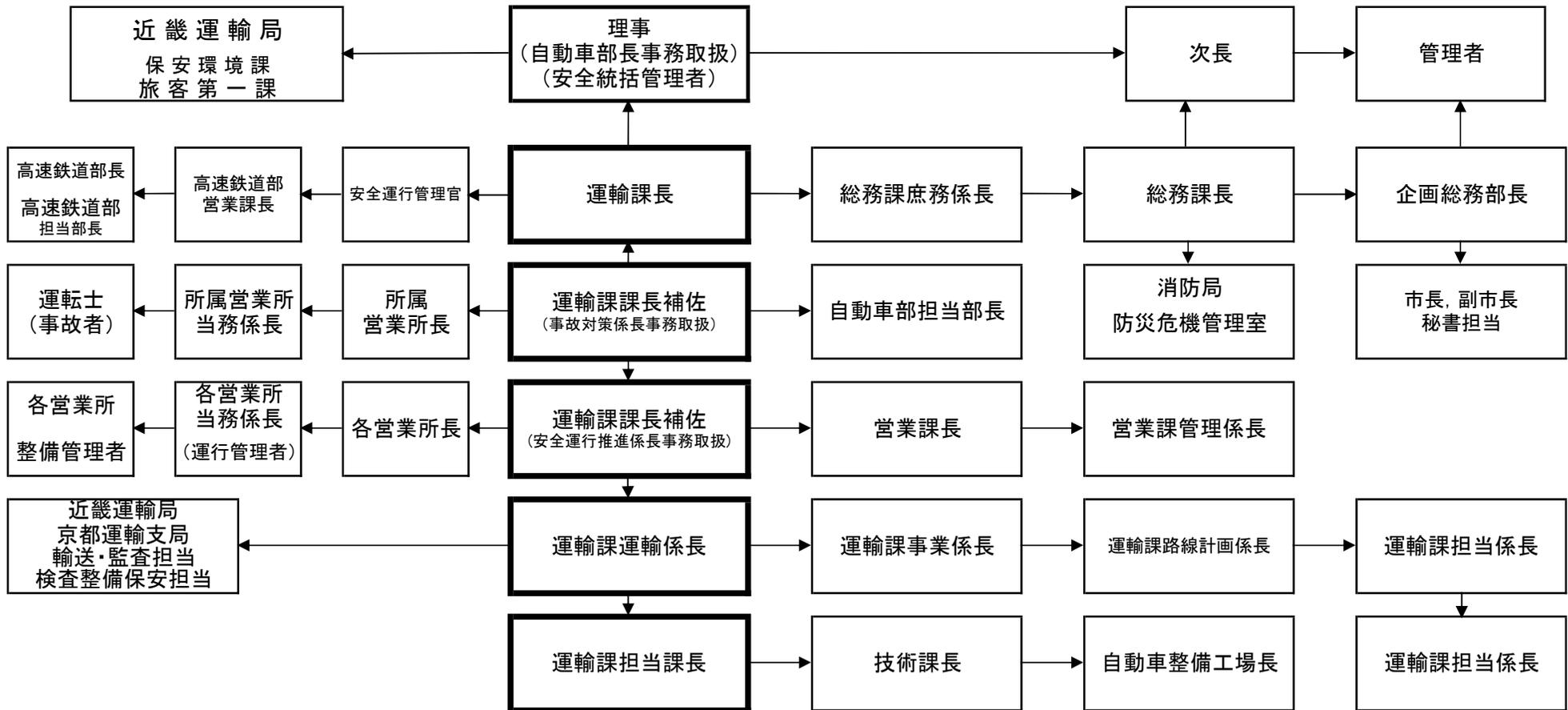
(平成29年4月1日現在)



○ 実線は運輸安全マネジメントの核となる組織体制を、点線は必要に応じて行う組織体制を表す。

○ 事故、災害等が発生した場合は、別に定める「京都市交通局危機管理計画」に従い、報告・連絡を行う。

緊急時の連絡体制



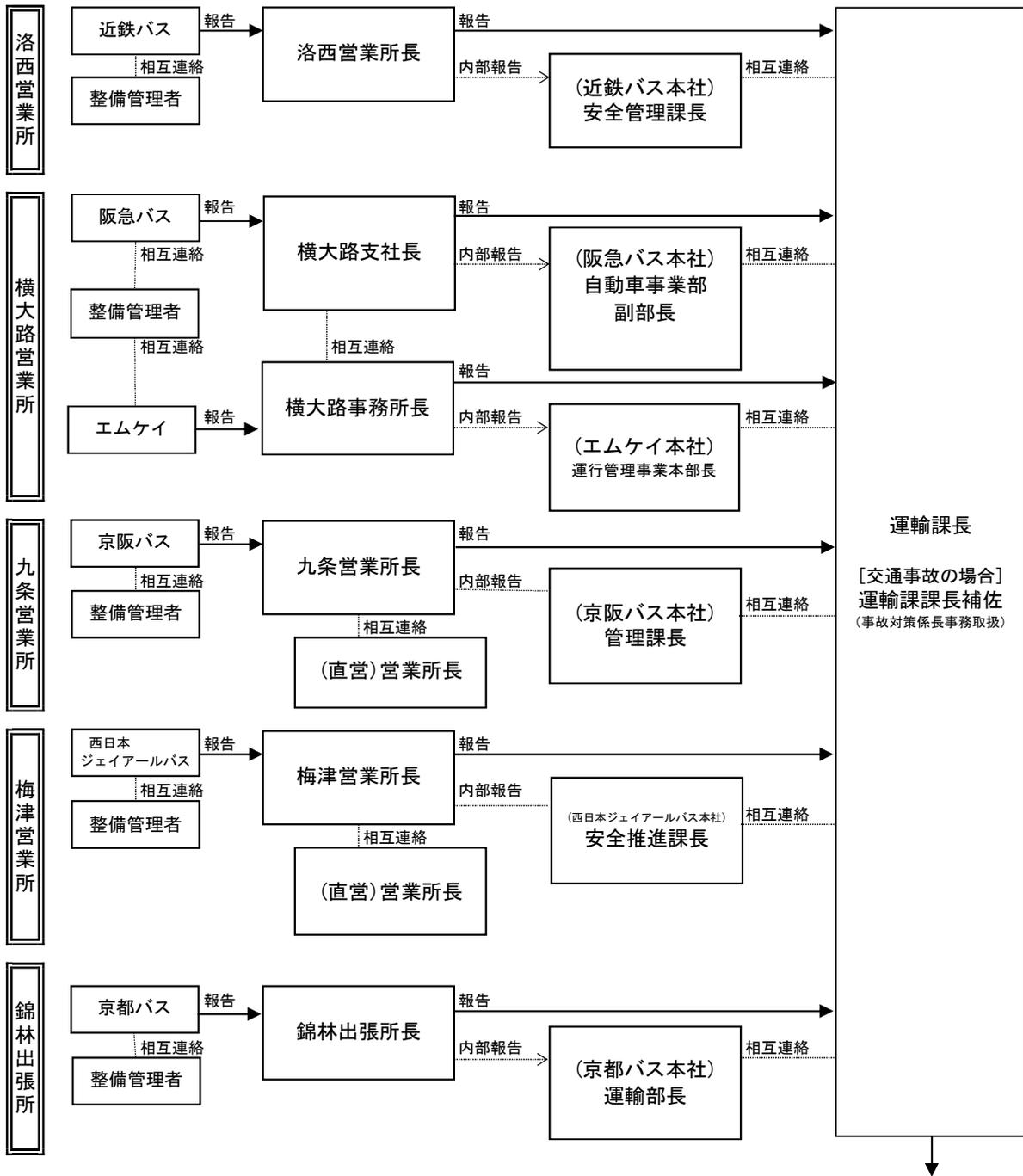
※警察への通報・連絡は、事件及び事故が発生した部署から速やかに行い、その後自動車部運輸課に報告。警察、発生部署、運輸課で緊密な連絡協調体制を確立する。

(直営)		(委託先)	
営業所		営業所	委託会社
西賀茂		錦林	京都
烏丸		梅津	西日本ジェイアール
梅津		九条	京阪
九条		洛西	近鉄
		横大路	阪急
			エムケイ

【資料4-2】

平成 29 年 4 月 1 日  
自 動 車 部

緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



以下、交通局内の連絡体制による。

## 京都市乗合自動車安全管理規程

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

**第3条** 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

**第4条** 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

**第5条** 局は、前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

**第6条** 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### **第3章** 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

**第7条** 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

**第8条** 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 運行管理者
  - (3) 整備管理者
  - (4) その他必要な責任者
- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営

業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。

- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

**第9条** 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

**第10条** 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法  
(輸送の安全に関する重点施策の実施)

**第11条** 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

**第12条** 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

**第13条** 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

- 2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部、室等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

**第14条** 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

**第15条** 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

**第 16 条** 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

**第 17 条** 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
  - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - (3) 報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
  - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
  - (5) 輸送の安全に関する重点施策
  - (6) 輸送の安全に関する計画
  - (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
  - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
  - (9) 安全統括管理者
  - (10) 安全管理規程
  - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
  - (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

**第 18 条** 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。